

おや？その植物
持ち込み禁止かも!?



輸入検査を受けずに植物類を持ち込んだ場合には、

3年以下の懲役又は300万円※

以下の罰金が科せられます。

※法人が違反した場合**5000万円**以下の罰金が科せられます。

農林水産省 植物防疫所



植物防疫所Webサイト